

高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと
新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類

資料 21

■ 国から「火災対策の充実に関するガイドライン」が示されたことにより、栃木県では平成 28 年 4 月から、「新規指定」又は「更新」の際に、事業に係る建物が建築基準法に基づく基準に適合していること、及び、当該建物内の設備が消防法令に基づく基準に適合していることを確認することになりました。

対象サービス：(介護予防) 通所介護・(介護予防) 通所リハビリテーション・(介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設

■ 主な手続きと添付書類

○ 消防法【消防部局】・・・フロー図（その 1）参照

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による発行（返却）書類	指定申請書に添付を要する書類【介護保険部局】
・ 消防用設備等に係る工事 (新設・増設・移設・取替・改造)	工事整備対象設備等着工届出書 〔工事着工 10 日前〕		—
	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 〔設置完了後 4 日以内〕	消防用設備等検査済証 (検査済印押印) 又は 防火対象物使用開始届出書（受付印押印） ※ 1	○ (新規建物) (既存建物※ 2)
・ 消防用設備等の設置維持に係る点検報告	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	副本返却 (受付印押印)	○ (既存建物)

※ 1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合（建物の延べ床面積が基準未満の場合）に限る（消防部局に要相談）。

※ 2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ 建築基準法【建築部局】・・・フロー図（その 2）参照

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による発行（返却）書類等	指定申請書に添付を要する書類【介護保険部局】
・ 新築 ・ 増改築※ 1 ・ 大規模な修繕・模様替	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請 〔工事完了後 4 日以内〕	完了検査済証	○
・ 用途変更※ 2	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届 〔工事完了後 4 日以内〕	届写し返却 (受付印押印)	○

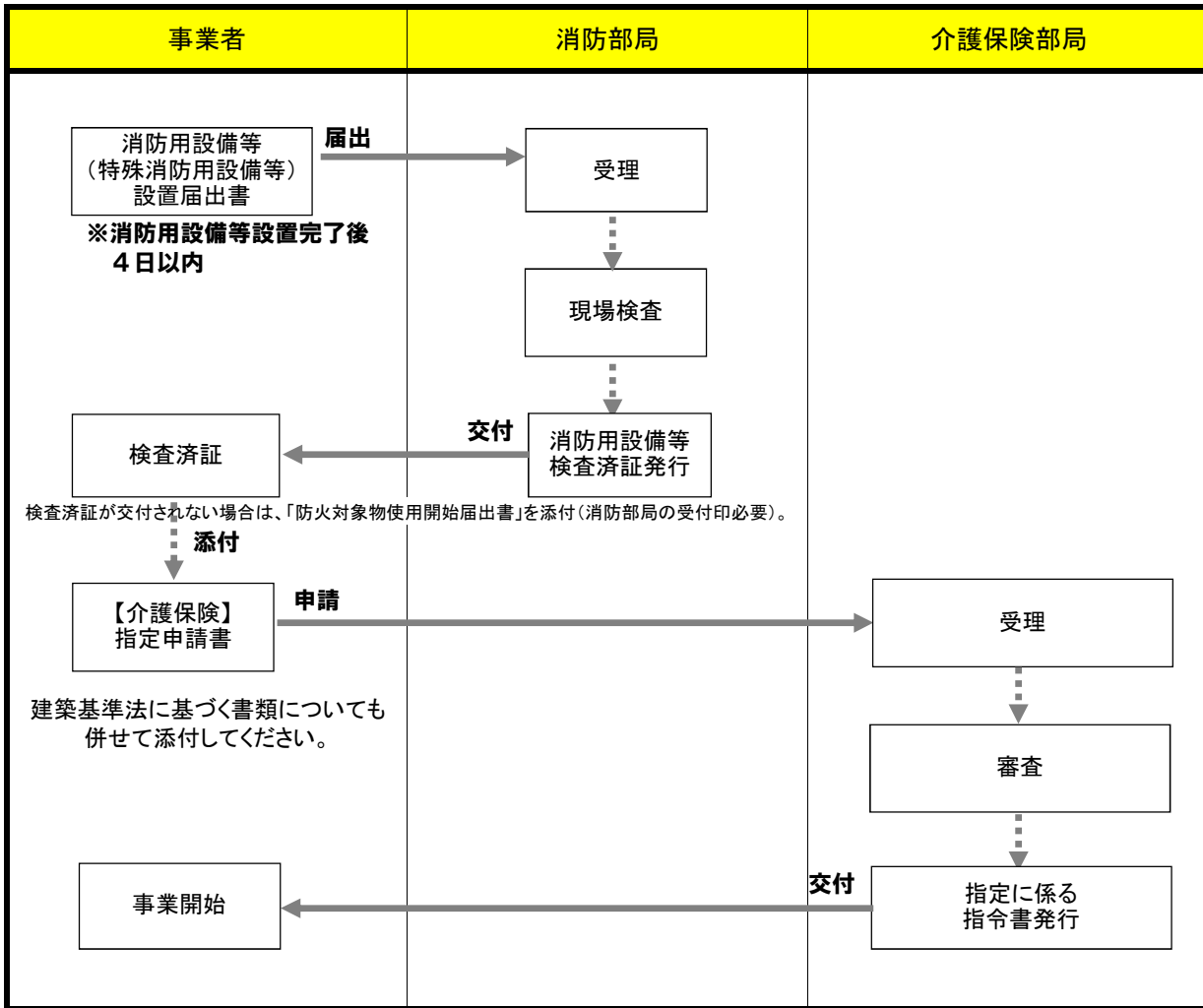
※ 1 防火地域及び準防火地域外における 10 m²以内の増改築を除く。

※ 2 100 m²を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る（用途変更の場合、建築部局に要相談）。

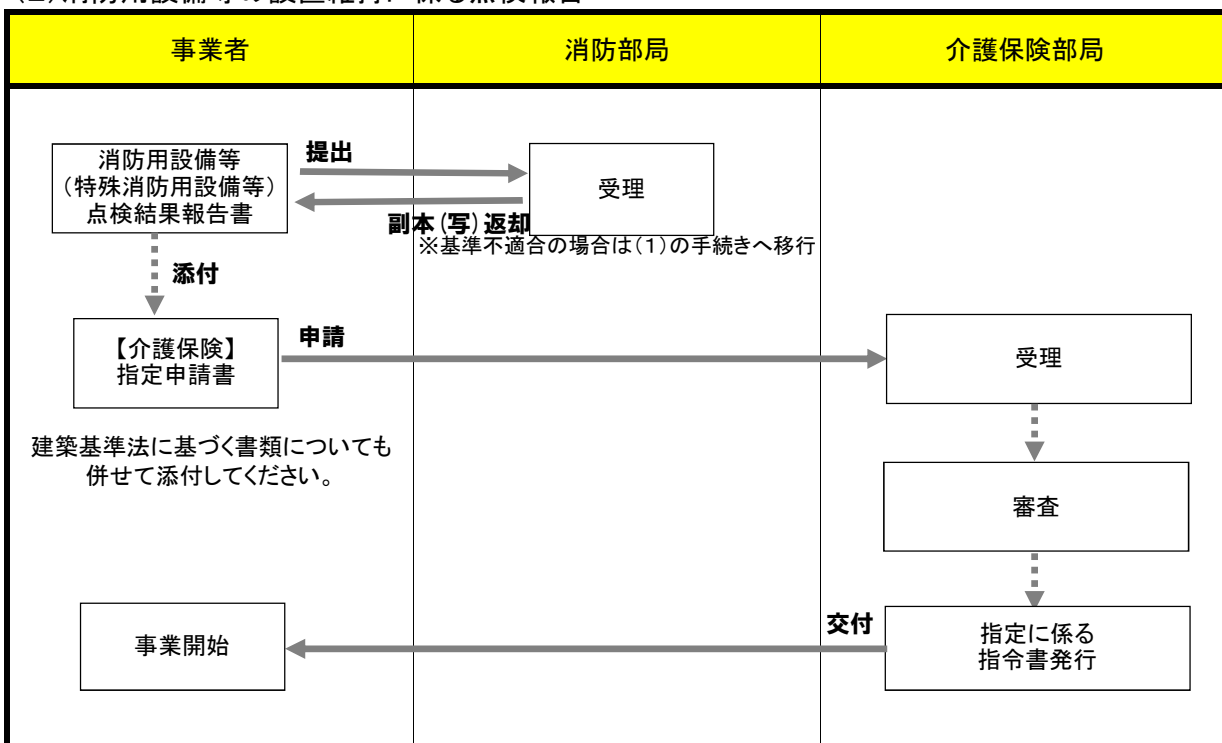
・・・※ 1、※ 2ともフロー図（その 3）参照

新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1) 【消 防 法】

(1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

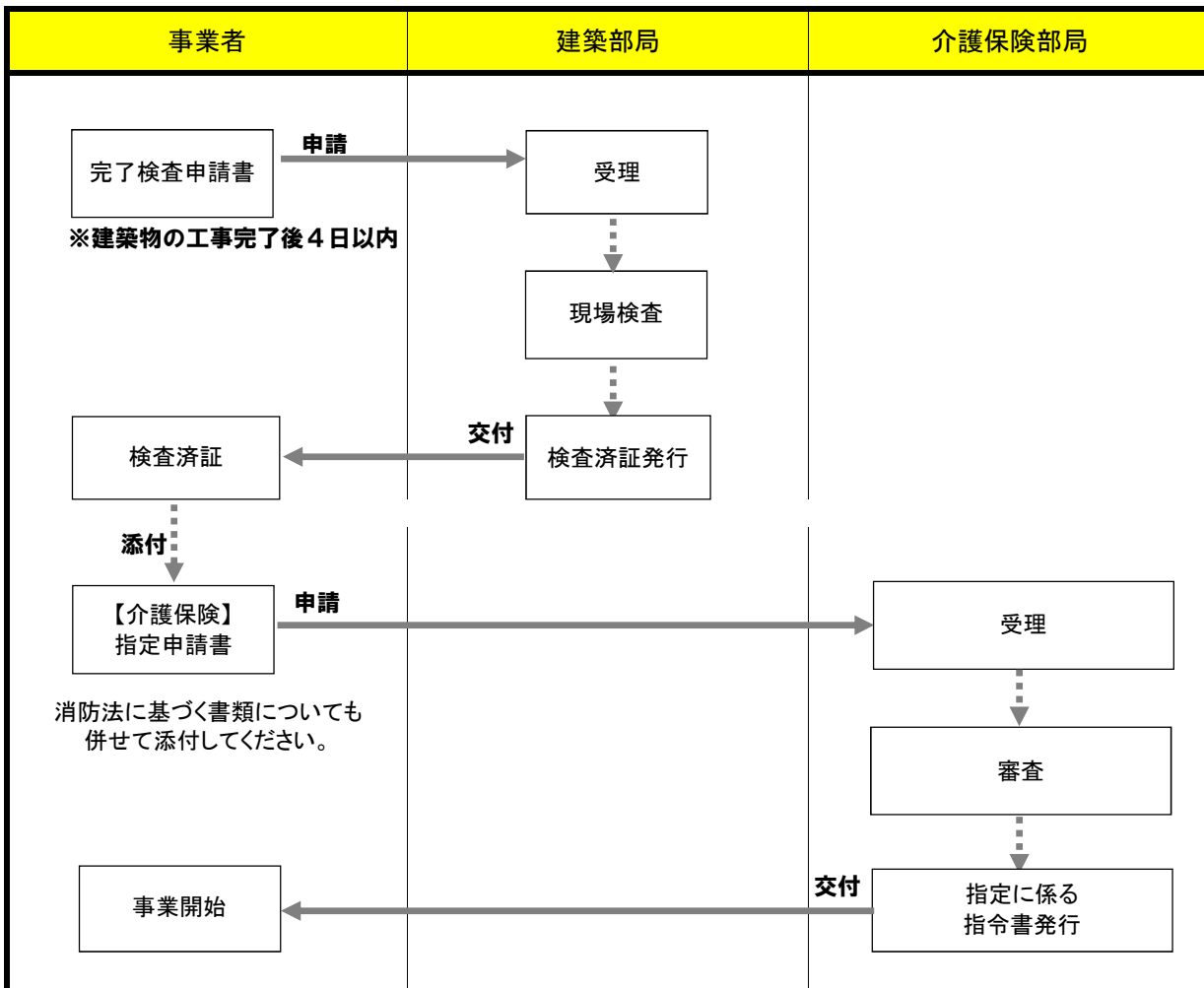


(2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

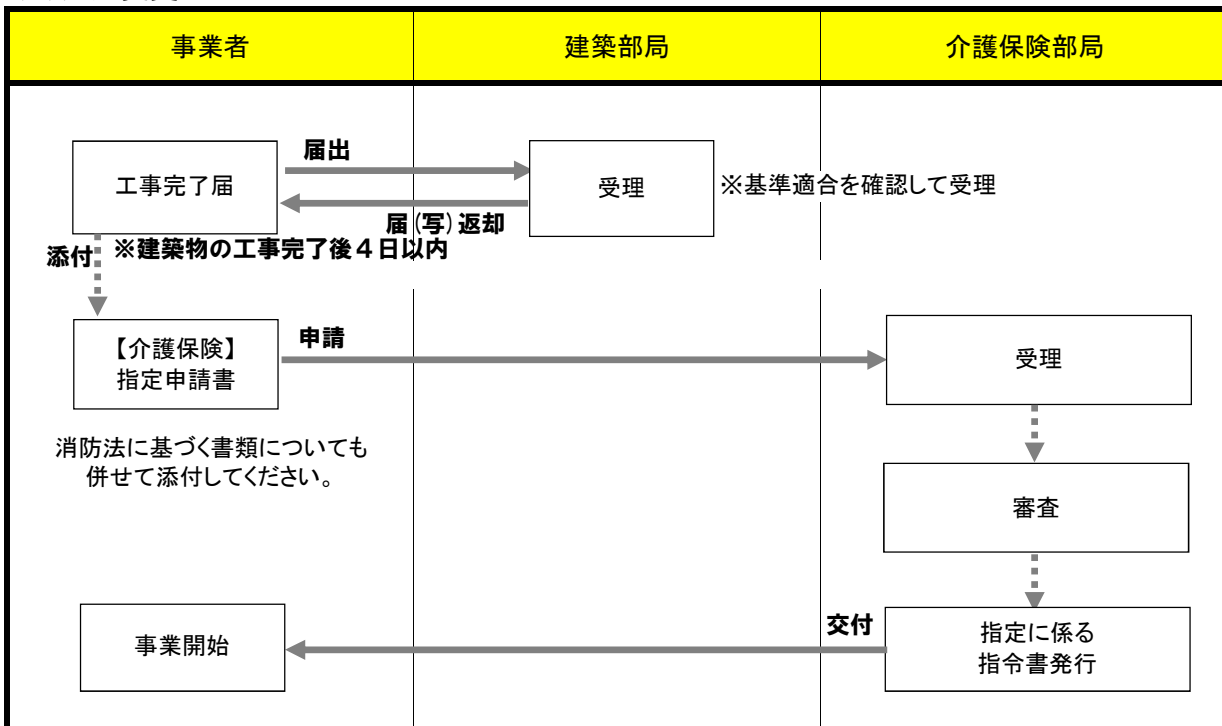


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)
【建築基準法】

(1)新築、増改築、大規模な修繕・模様替

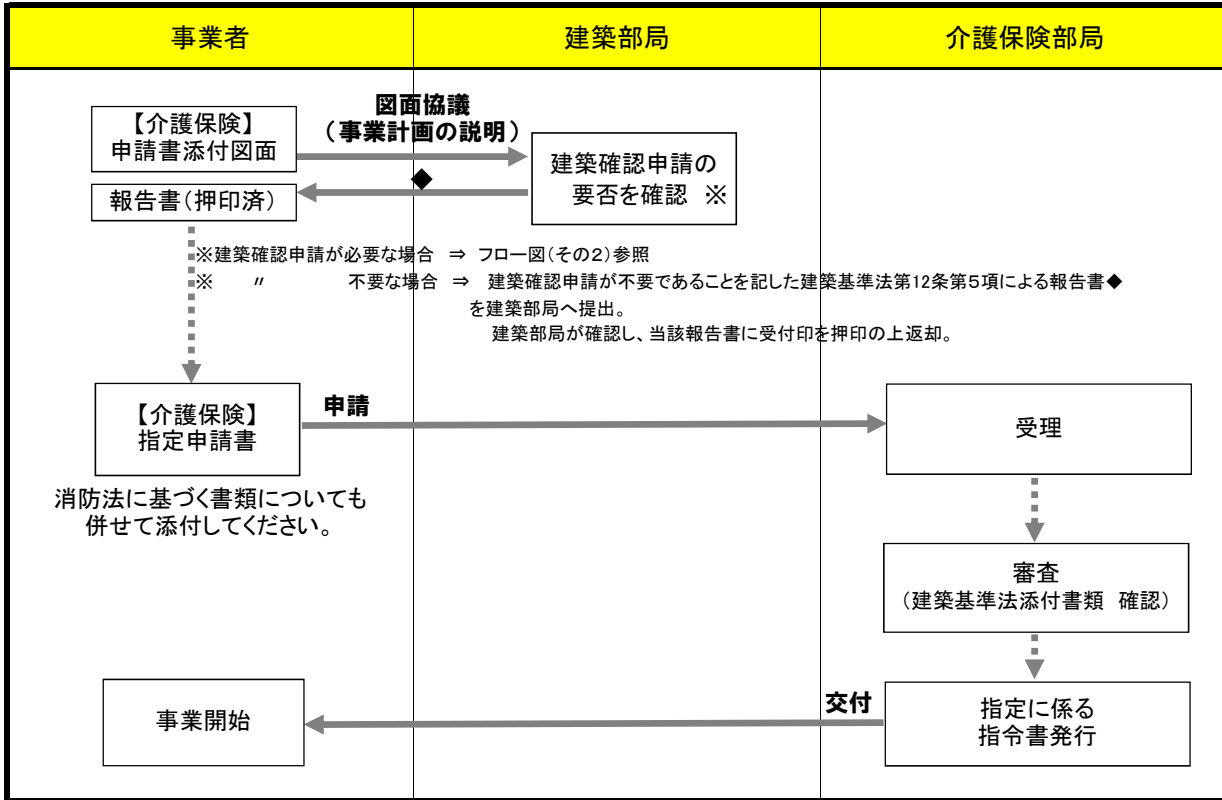


(2)用途変更

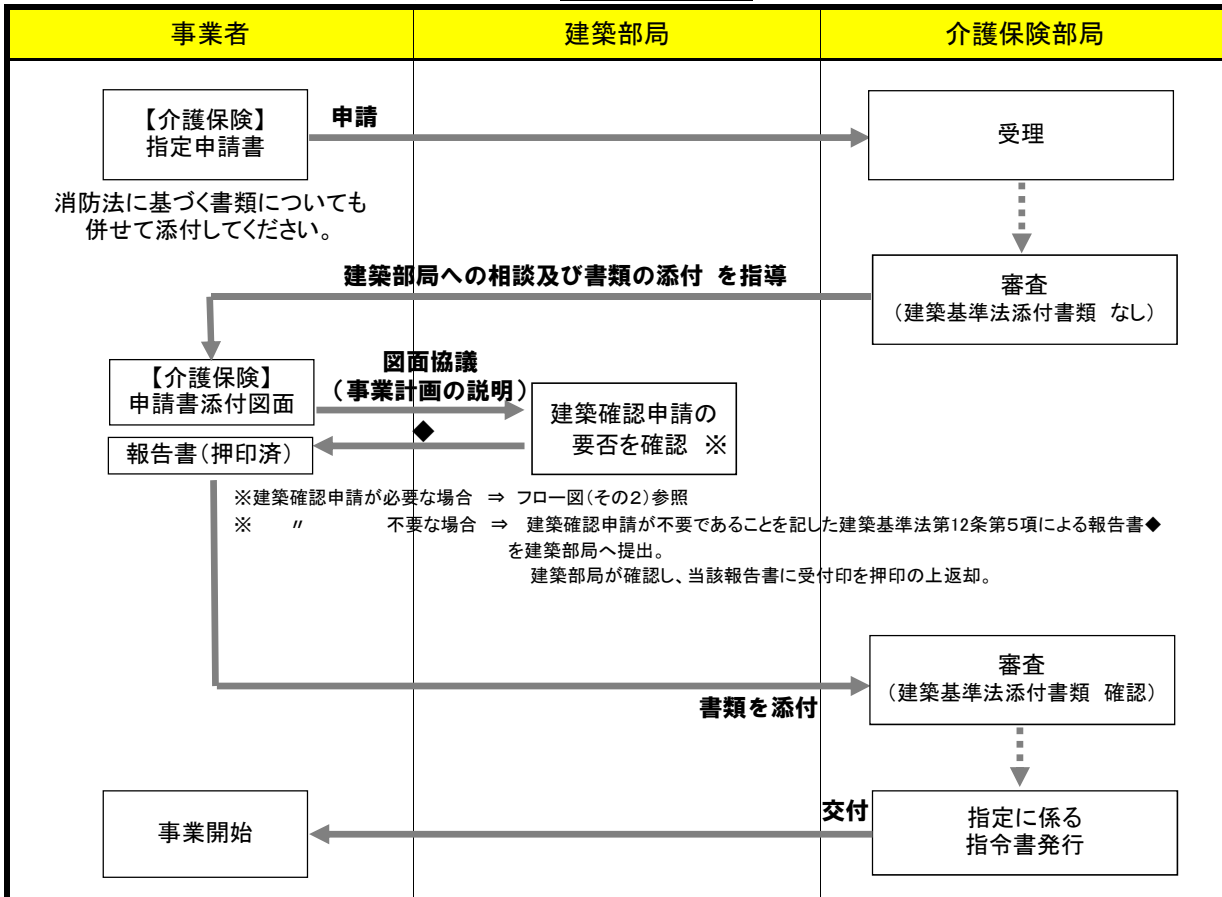


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)
【建築基準法】

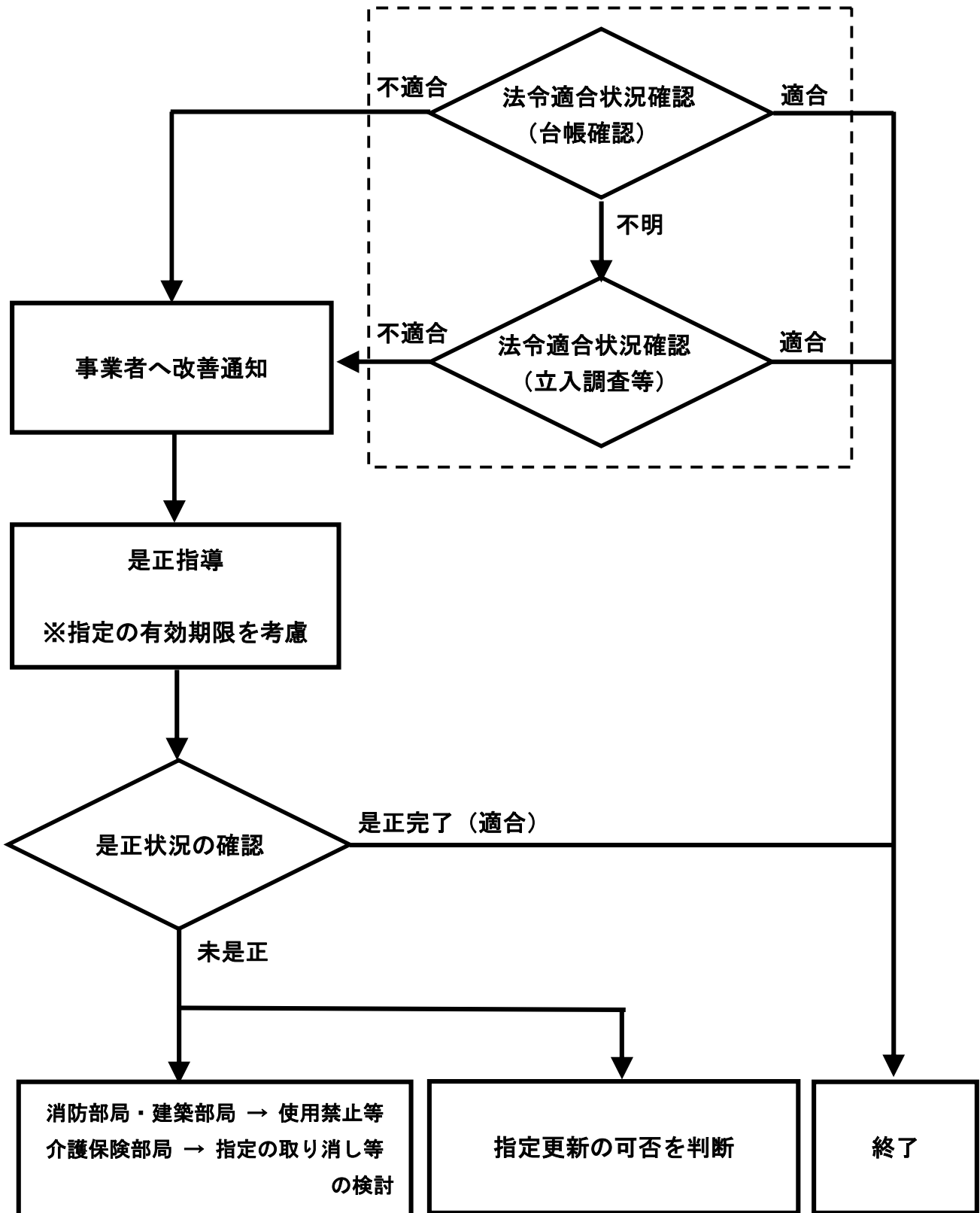
(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【あらかじめ建築部局に相談している場合】



(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【建築部局に相談していない場合】



既存不適合施設の改善に関するフロー図



高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

介護保険サービスの種類	事業所所在地	(県本庁、5センター)	(8市、4土木)	(11消防本部)
		介護保険部局	建築部局	消防部局
(介護予防)通所介護(定員19名以上) (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)短期入所生活介護※ (介護予防)短期入所療養介護※ (介護予防)特定施設入居者生活介護※ 介護保健施設サービス※ (介護老人保健施設)	鹿沼市	県西健康福祉センター福祉指導課	鹿沼市	鹿沼市消防本部
	日光市		日光市	日光市消防本部
	真岡市	県東健康福祉センター福祉指導課	真岡土木事務所建築指導担当	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
	益子町			
	茂木町			
	市貝町			
	芳賀町			
	栃木市	県南健康福祉センター福祉指導課	栃木市	栃木市消防本部
	小山市		小山市	小山市消防本部
	上三川町		宇都宮土木事務所建築指導担当	石橋地区消防組合消防本部
	下野市		栃木土木事務所建築指導担当	
	壬生町			
	野木町			小山市消防本部
	那須塩原市		県北健康福祉センター福祉指導課	那須塩原市
	大田原市	大田原市		
	那須町	大田原土木事務所建築指導担当		塩谷広域行政組合消防本部
	さくら市			
	矢板市			
	塩谷町	宇都宮土木事務所建築指導担当		南那須地区広域行政事務組合消防本部
	高根沢町			
那須烏山市				
那珂川町				
足利市	安足健康福祉センター福祉指導課	足利市		足利市消防本部
佐野市		佐野市	佐野市消防本部	

備考) ※のうち、新規指定、指定更新の窓口は、栃木県高齢対策課事業者指導班

高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

介護保険サービスの種類	事業所所在地	(県本庁)	(8市、4土木)	(11消防本部)
		介護保険部局	建築部局	消防部局
介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	鹿沼市	栃木県高齢対策課 事業者指導班	鹿沼市	鹿沼市消防本部
	日光市		日光市	日光市消防本部
	真岡市		真岡土木事務所建築指導担当	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
	益子町			
	茂木町			
	市貝町			
	芳賀町		栃木市	栃木市消防本部
	栃木市			
	小山市		小山市	小山市消防本部
	上三川町		宇都宮土木事務所建築指導担当	石橋地区消防組合消防本部
	下野市		栃木土木事務所建築指導担当	
	壬生町			
	野木町		那須塩原市	小山市消防本部
	那須塩原市			
	大田原市			
	大田原市		大田原市	那須地区消防本部
	那須町			
	さくら市		大田原土木事務所建築指導担当	塩谷広域行政組合消防本部
	矢板市			
	塩谷町		宇都宮土木事務所建築指導担当	南那須地区広域行政事務組合消防本部
	高根沢町			
那須烏山市				
那珂川町	足利市	足利市消防本部		
足利市				
佐野市			佐野市消防本部	

高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

介護保険サービスの種類	事業所所在地	(25市町)	(8市、4土木)	(11消防本部)
		介護保険部局	建築部局	消防部局
(介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 複合型サービス 地域密着型通所介護(定員18名以下)	鹿沼市	各市町	鹿沼市	鹿沼市消防本部
	日光市		日光市	日光市消防本部
	真岡市		真岡土木事務所建築指導担当	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
	益子町			
	茂木町			
	市貝町		栃木市	栃木市消防本部
	芳賀町		小山市	小山市消防本部
	栃木市		宇都宮土木事務所建築指導担当	石橋地区消防組合消防本部
	小山市			
	上三川町		栃木土木事務所建築指導担当	小山市消防本部
	下野市			
	壬生町		那須塩原市	那須地区消防本部
	野木町			
	那須塩原市		大田原市	塩谷広域行政組合消防本部
	大田原市		大田原土木事務所建築指導担当	
	那須町		宇都宮土木事務所建築指導担当	南那須地区広域行政事務組合消防本部
	さくら市			
	矢板市		足利市	足利市消防本部
	塩谷町			
	高根沢町		佐野市	佐野市消防本部
那須烏山市				
那珂川町				
足利市				
佐野市				